

(資料2)

(仮訳)

## IASC財団のガバナンス向上に向けた市場規制当局による取組み

欧州委員会、金融庁、証券監督者国際機構(IOSCO)、米SECによる共同提案は、独立の基準設定プロセスの重要性を引き続き強調しつつも、国際会計基準委員会財団(IASC財団)の組織的枠組みを強化し、財団の取組みを促すための改革。

欧州域内市場サービス担当チャーリー・マクリーヴィー委員、金融庁佐藤隆文長官、IOSCO理事会ジェーン・ディプロック議長、米国証券取引委員会クリストファー・コックス委員長は、以下のように説明した。

「国際財務報告基準(IFRS)は世界で広く利用されるようになってきている。グローバルな会計基準の開発に責任を持つ設定主体に対する利用者の信頼を引き続き確保することは、我々共通の関心事である。そのため、IASBとIASC財団が取るべきステップは、投資家保護と市場規制に責任を有する規制当局に対して説明責任を履行する体制を確立することである。我々は、その目的達成のため、互いに協力していくつもりである。」

こうしたポジティブな進展の背景にあるのは、IFRSの普及に責任を負う評議員及び国際会計基準審議会(IASB)によってこれまでに達成された業績、及び、国際的に使用可能で高品質な単一の会計基準の実現に向けた意思である。同時に、IFRSの使用の広がり、主要な証券規制関係者とIASC財団との間に正式な連携を設けることへの意識を高めつつある。

IASC財団の評議員によって監督されている、IASBは、公益の観点から、高品質で理解可能で、執行に耐えうるグローバルな単一の会計基準の開発を委任された、独立の基準作成主体である。IASC財団の評議員は、2008年に財団の定款レビューを開始することを予定している。資本市場の規制に責任を有する当局は、定款レビューの機会を利用して、独立した基準設定プロセスが引き続き重要であることを強調しつつ、IASC財団と協力の上、財団の組織的枠組みを強化するための変更を提案している。

この取組みの中心となるのが、IASC財団のガバナンス構造の中に、新たに、モニタリング・ボディーを設立し、公益の観点から監視する機能を強化することである。このようなモニタリング・ボディーを設立することは、グローバルな投資家の利益を代表

(資料2)

する評議員の役割を補完し、それにより、IFRSに対する公けの信用を高めることになろう。

本提案の主要な目的の一つは、モニタリング・ボディーがIASC財団の評議員と定期的に会合することにより、IASBによる作業計画について議論し、レビューし、コメントできるようにすることにある。我々はIASC財団及びIASB議長も関連する公的当局と対話を持つことを期待している。モニタリング・ボディーは、IASC財団の評議員及び指名助言団体とともに、評議員の選定作業に参画することになる。モニタリング・ボディーは、更に、評議員候補の最終的な承認に責任を有するとともに、IASBの基準設定プロセスを監視し、その資金調達を確保するための評議員による手続もレビューすることになる。

我々は、2005年におけるIASC財団の定款見直し完了後に実施されてきている手続の改革及び監視の強化を歓迎する。IASBは、新しい会計基準導入に際しての影響度評価(又は費用対効果分析)の枠組み、及び、フィードバック文書を引き続き開発していくことにコミットしている。モニタリング・ボディーは、評議員とともに、必要な資源を見出すことを含め、IASBによるこうした努力を強化することに取り組んでいくものとする。これは、影響度評価(費用対効果分析)を更に向上させることを目的とし、客観的な手続を確立する観点から行われるものである。